
人気ブランドの女性用衣料品等を販売すると称する偽サイトに関する注意喚起 ～消費者庁より注意喚起！～（消費者庁HPより）

令和4年の夏以降、SNS等を見ていると、「ミズノ」又は「ワコール」の商品ブランドロゴを使用した女性用衣料品等に関する広告が表示され、当該広告のリンク先のウェブサイトの商品を注文したところ、これらのブランドの商品ではないものが届いたなどという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、上記行為を行う事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（消費者を欺く行為）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけました。

トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターに相談しましょう。

＊消費者ホットライン「188（いやや!）」番

お住いの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。
次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

有名ブランドを騙る手口

令和五年師走
消費者庁財産被害対策室



偽

財産被害今年の一文字

今年は「偽の浄水カートリッジ」、「人気インテリア家具や雑貨の偽サイト」、「PC画面上の偽警告表示」等『オンライン×偽』の事案を多く公表してきました。さらに、最近になって「Mizuno」や「Wacoal」の偽サイトによる財産被害が続出しています。こちらも、主にSNS上の広告で「当該ブランド商品が大幅値引きで買える」とうたい、偽サイトに誘導するものです。届いた商品は、広告上のブランドとは全く無関係な素性不明なものでした。

ロゴ だけで公式・安心と判断してはダメ！

SNS上の広告から誘導されたサイト等では次の点に注意しましょう。

- URLやドメインに違和感はないか
- 事業者名や電話番号といった特定商取引法上の表記はあるか
- 特別に安価であることを強調する価格表示ではないか
- 支払方法が限定的ではないか
- 不自然な日本語表記はないか

トラブルに備えて画面をスクリーンショットで残す習慣づけを！



詳細情報はこちらをチェック

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/>



トラブルに
困ったら

消費者ホットライン

188

